

新たな児童虐待防止アクションプランの策定について

1 児童虐待の現状

(1) 虐待相談対応件数 (単位：件)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	伸び率
岩手県	277	303	288	273	293	7.3%
市町村	316	353	458	483	457	▲ 5.4%
合計	593	656	746	756	750	▲ 0.8%
全国(児相分)	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	3.6%

平成 18 年度以降、微減傾向にあったが、21 年度は再び増加に転じた。一方、市町村での相談対応件数も増加傾向であったが、21 年度は減少しており、県全体では横ばいで推移。

(2) 虐待の種類別件数 (平成 21 年度) (単位：件)

区分	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト (育児放棄等)	心理的虐待	合計
岩手県	115	8	97	73	293
割合(%)	39.3	2.7	33.1	24.9	100.0

身体的虐待が最も多く 39.3%を占め、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待と続いている。

(3) 主な虐待者別件数 (平成 21 年度) (単位：件)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
岩手県	72	19	167	4	31	293
割合(%)	24.6	6.5	57.0	3	10.6	100.0

主たる虐待者は実母が 57.0%を占めており、次いで実父が多い。

2 主な課題

- ・ 家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化、養育者の育児不安の増大などを背景とし、虐待の相談対応件数が横ばいで推移。
- ・ 児童虐待を防止し、児童の健全な成長を図るためには、医療、保健、福祉、教育など関係機関の緊密な連携による切れ目のない総合的な支援が必要。
- ・ 市町村が第一義的な児童家庭相談窓口であり、相談・通告の受け付けから要保護児童への援助等のための対応力の強化が必要。
- ・ 精神疾患を抱える保護者対応等のいわゆる処遇困難ケースが増えており、児童相談所の専門的相談機能の強化が必要。

3 対応

(1) これまでの主な取組み

- ・ 児童虐待防止のための「児童虐待防止いわて宣言」(平成 13 年 11 月)
- ・ 児童虐待防止対策指針の策定(平成 14 年 2 月)
- ・ 児童虐待防止ハンドブックの作成(平成 14 年 11 月、平成 18 年 3 月改訂)
- ・ 虐待対応専門チームの設置(福祉総合相談センター：平成 14 年度、各児童相談所：17 年度)
- ・ 児童相談所の児童福祉司の増員等による相談体制の整備(平成 17 年度 児童福祉司 13 人から 9 人増員、20 年度・22 年度各 1 人増員 現在 24 人体制)
- ・ **児童虐待防止アクションプランの策定(平成 17 年 9 月、平成 20 年 4 月)**
- ・ 虐待通告を受けた場合の児童の安全確認(48 時間以内に直接目視)の徹底(平成 19 年 1 月)
- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会が全市町村に設置(平成 19 年 1 月)
- ・ 岩手県要保護児童対策地域協議会の設置(平成 19 年 4 月)

(2) 今後の取組み

児童虐待防止アクションプランに基づく、児童虐待防止対策の計画的・積極的な推進

児童虐待防止アクションプラン（2011～2015）【案】の概要

1 今回の策定の方向

現行プランは、今年度で終了するため、制度や事業等の変更にあわせてプランの内容を見直すものである。

(1) 計画期間

5カ年計画（平成23～27年度）とする。〔現行プラン 3カ年（平成20～22年度）〕

国の児童虐待防止に係る制度や施策が固まってきたことから、プランの見直し時期は5年を目処とする。なお、国の動向や県内の状況変化などを踏まえ、適時見直しを行う。

(2) 内容

- ・現行プランと同様、発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実、再発防止の4部門構成
- ・12の主要項目については、支援が必要な子どもや家族の地域での見守り体制を充実することとし、「早期発見」の項目を見直し

2 今後の主な取組み

- 地域における早期発見・見守り体制の充実、養護体制の充実、施設退所後のアフターケアなど、**新規・一部新規の取組みとして実施**

- ・虐待のリスク要因を抱える要支援家庭の早期把握、見守り体制の充実
- ・市町村支援や地域で早期発見・見守りの中心となる主任児童委員等の活動への支援を充実
- ・被措置児童等（施設入所児童や里親委託児童）への虐待防止を強化
- ・自立援助ホームの運営などによる施設退所児童等の自立に向けた支援の充実

- 児童虐待防止や通告の周知・啓発、母子保健活動や子育て支援の充実、市町村や児童相談所の相談対応機能の充実など、**取組み内容を拡充しながら継続実施**

- ・オレンジリボン・キャンペーンとして関係機関連携による啓発活動を充実（H23 全国フォーラム開催）
- ・保健所の女性健康相談において、妊娠、出産の悩み（メンタルヘルス、望まない妊娠など）への対応を充実
- ・県の子育て応援ポータルサイトでの情報提供の充実
- ・児童相談所の専門的な相談体制の充実、48時間以内の対応など児童の安全確認を徹底
- ・市町村の要保護児童対策地域協議会の実効ある活動、職員研修により相談体制の充実と対応力の向上

【参考】児童虐待防止アクションプランについて

① 性格、役割

平成20年4月に策定（平成17年9月に初めて策定）した現行プランを踏まえ、関係機関等が担うべき役割と具体的に取り組むべきことを明らかにし、虐待の発生予防、早期発見・早期対応及び再発防止に至る一貫した施策や活動を的確に実践するための行動計画として策定。

② 構成

児童虐待防止に係る具体的な取組み内容や事業項目ごとに、行動指標を設定。

③ 進行管理

保健福祉部児童家庭課において、事業の実施状況や成果指標の達成度などの進行管理を実施。また、「岩手県要保護児童対策地域協議会」による評価・助言等を事業の見直しや強化に反映。

4 平成23年度の関連事業

(1) 子どもフェスティバル（仮称） 10月22日（土）

会場：いわて県民情報交流センター等盛岡駅周辺 主催：岩手県

(2) 子どもの虐待防止推進全国フォーラム 11月23日（水）

会場：盛岡市民文化ホール、いわて県民情報交流センター 主催：厚生労働省 共催：岩手県

■ 児童虐待防止アクションプランの概要

【現状】 児童虐待相談は、依然として増加傾向にあり、虐待死亡事例も発生

- 【課題】
- 児童虐待は人格形成や生命に関わる重要な問題であり、児童虐待をゆるさない県民意識の醸成が必要です。
 - 児童虐待防止の究極的な対策は、児童虐待を起こさせないこと、発生予防であり、そのためには保健分野、福祉分野、教育分野などを含めた広範かつ総合的な取り組みが必要です。
 - 児童虐待防止対策は、行政や学校のみならず、地域の方々の力や関係機関・団体等の緊密な連携のもと取り組まれる必要があります。

Action I 「発生を予防する」

- (1) 周知と啓発
- ①児童虐待防止ハンドブックの活用周知
 - ②児童虐待防止リーフレットの作成配布
 - ③県民等への市民講座等を通じた啓発活動の実施
 - ☆④オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施
 - ⑤マスメディアやインターネットを活用した啓発活動
 - ⑥子どもの人権尊重の啓発
- (2) 母子保健活動の充実
- ①思春期対策の充実
ア 思春期相談の充実
イ 思春期健康教育等の充実
ウ 中・高校生の乳児ふれあい体験の充実
 - ☆②女性のための健康相談の充実
 - ③妊産婦、乳幼児健診未受診者対策の充実
 - ④両親・母親学級の充実
 - ⑤父親の育児参加の促進
 - ⑥母子保健指導者研修の開催
 - ☆⑦産後うつ病対策の充実
 - ⑧乳児家庭全戸訪問事業の推進
 - ⑨養育支援訪問事業の推進
 - ⑩岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進
- (3) 子育て家庭への支援の充実
- ☆①子育て支援情報や相談機能の充実
 - ②地域子育て支援拠点事業の拡充
 - ③子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援
 - ④地域の子育て支援活動の充実

Action II 「早期に発見する」

- (1) 地域における早期発見、見守り体制の充実
- ☆①民生委員・児童委員、主任児童委員ボランティア等子育て支援関係者のネットワーク・活動の充実
 - ②民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等に対する研修等の充実
 - ◎③要支援家庭の早期把握、見守り体制の充実
 - ④子ども110番の家との連携
- (2) 学校、医療機関、施設等における早期発見
- ①学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立
 - ②医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組みの強化
 - ③保育所、幼稚園、児童館や放課後児童クラブ等職員に対する研修等の充実
 - ④民間相談機関との連携の充実(NPO等)

Action III 「相談・対応機能を充実する」

- (1) 市町村の相談・対応機能の充実
- ①要保護児童対策地域協議会の実効ある活動
 - ☆②相談体制の充実と対応力の向上
 - ③市町村職員研修の実施
 - ④緊急対応体制の整備
 - ⑤通告義務・相談窓口等の周知徹底
- (2) 児童相談所の相談・対応機能の充実
- ☆①専門的な対応機能の充実
 - ☆②虐待対応専門チームによる48時間以内の対応等安全確認の徹底
 - ③市町村との連携と後方支援の強化
 - ④児童虐待相談対応Q&Aの活用周知
 - ⑤相談援助活動バックアップの強化
 - ⑥24時間児童虐待相談対応（ホットライン）の実施
 - ⑦所長、児童福祉司、児童心理司等の研修の受講
- (3) 広域振興局の市町村支援の充実
- ①市町村児童家庭相談への支援
 - ②市町村の後方支援や主任児童委員等の活動への支援
- (4) 養護体制の充実
- ①児童養護施設等の機能の充実
 - ◎②被措置児童等への虐待の防止
 - ③児童養護施設等職員の研修の充実
 - ④里親の拡充と専門里親の養成

Action IV 「再発を防止する」

- (1) 親子分離後の家族支援
- ①自立支援計画に基づく家族再統合の取組み
 - ②養育者（親）に対する支援プログラムの実施
- (2) 司法との連携強化
- 司法（裁判所、警察）関係との連携の強化
- (3) 児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実
- ①施設退所後や里親委託解除後の支援
 - ☆②児童自立援助拠点及び自立援助ホームの運営

県民の協力・関係機関等による具体的な実践

児童虐待のない社会（児童虐待の根絶）

凡例

- ◎:新たに取り組む事業
- ☆:内容を拡充する事業